

別添資料3 環境先進企業との協働の森づくり事業協定関係資料



# 『富士通グループ・中土佐 黒潮の森』パートナーズ協定書

富士通株式会社、株式会社富士通四国システムズ、株式会社富士通エフサス、株式会社富士通四国インフォテック（以下あわせて「甲」という。）、高知県（以下「乙」という。）及び中土佐町（以下「丙」という。）は、『富士通グループ・中土佐 黒潮の森』づくりを協働で進めることについて、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が、高知県の「環境先進企業との協働の森づくり事業」（以下、「本事業」という。）を協働で進めることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

## （協定森林）

第2条 この協定で対象とする森林（以下「協定森林」という。）は、別表及び別図で示すとおりとし、この協定森林を『富士通グループ・中土佐 黒潮の森』と称する。

## （協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成19年10月22日から平成23年3月31日までとする。

## （甲の責務）

第4条 甲は、協定森林に係る協賛金を、丙に対して提供する。  
2 前項の協賛金の額は総額210万円とし、その支払い時期・方法については甲と丙が別途協議のうえ定めるものとする。  
3 甲は、甲の社員、顧客及び株主等（以下「甲の社員等」という。）と、中土佐町の住民等（以下「地域住民等」という。）との交流を積極的に進めるものとする。

## （乙の責務）

第5条 乙は、本事業の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施するものとする。  
(1) 乙は、甲がこの協定に基づき活動を行うにあたっては、丙との連絡調整を行う等地域の窓口となる。  
(2) 乙は、甲の社員等が、研修や地域住民等との交流のため協定森林を訪れるときには、

丙と協力してサポートする。

- (3) 乙は、甲が必要とする場合は、乙のホームページにおいて、協定締結式や協定の内容等を一定の期間掲載する等情報発信を行う。
- (4) 乙は、甲から提供のあった協賛金の使途について、毎年度終了後速やかに甲に報告する。

#### (丙の責務)

第6条 丙は、甲から支払われた協賛金については、甲の意向を尊重し、次に掲げる協定森林に関する経費に充てるものとし、適切かつ適正に使用する。

- (1) 間伐等森林の整備に係る経費（協定森林において実施した間伐により発生した材木（以下「間伐材」という。）を搬出する経費を含む）
  - (2) 作業道（路）の整備及び補修並びに作業機械の整備に係る経費
  - (3) 間伐が行われた森林への植樹に係る経費
  - (4) 森を活用した環境教育（研修）及び甲の社員等と地域住民等との交流に伴い、丙に発生する経費
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、この協定の目的を達するための経費
- 2 丙は、甲から支払われた協賛金の使途について、毎年度終了後速やかに乙に報告する。
- 3 丙は、甲の社員等が研修や地域住民との交流のため協定森林を訪れるときには、その活動を支援する。

#### (権利の帰属)

第7条 協定森林内の木材（間伐材を含む）は、丙に帰属する。

#### (甲への配慮)

第8条 甲は、次に掲げる協定森林を活用した活動等を自由に行うことができるものとする。ただし、第4号から第7号までに掲げる活動等については、森林整備に支障のない範囲に限るものとする。

- (1) 甲が発行するCSR（環境）報告書等により、協定の締結式や内容等に関して情報発信すること。
- (2) 乙が製作する森づくりに関するシンボルマーク等を使用すること。
- (3) 協定森林を活用した自社のPR（広報）活動を行うこと。
- (4) 協定森林において、イベント活動を実施すること。
- (5) 協定森林の間伐材等を材料として、商品開発又は教材づくり等を行うこと。
- (6) 協定森林において、甲の社員等又は子どもたちの体験型の環境教育を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、協定森林を活用した活動を行うこと。

#### (協定の解除)

第9条 甲、乙及び丙が、この協定の目的を達成することが不可能と判断した場合は、当事者間で協議し、この協定の全部又は一部を解除することができる

#### (守秘義務)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定の履行に関して知り得た他の当事者の秘密情報を、この協定の目的以外に使用してはならず、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩しない。

#### (疑義等の解決)

第11条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成19年10月22日

甲（代表）

香川県高松市藤塚町一丁目10番30号  
富士通株式会社 四国営業本部  
本部長

大島一男

乙 高知県高知市丸ノ内1丁目2-20  
高知県知事

橋本大郎

丙 高知県高岡郡中土佐町久礼6602-2  
中土佐町長

池田洋光

## 《別表》

### (第2条関係)

#### ◆協定森林の所在地等

土地の所在地	管理者	面積 (ha)	主な樹種割合 (%)	備考
高知県高岡郡中土佐町久礼字 松ノ川谷東平山8111番地	中土佐町	28.20	ヒノキ 100	別添図面参照



人が森を助ける。  
森が人を助ける。



mori no chikara

環境先進企業との協働の森づくり

# 『モア・トゥリーズの森』パートナーズ協定書

有限責任中間法人 more trees (以下「甲」という。)、高知県 (以下「乙」という。)、須崎地区森林組合 (以下「丙」という。) 及び中土佐町 (以下「丁」という。) は、『モア・トゥリーズの森』の森づくりを協働で進めることについて、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁が、乙の「環境先進企業との協働の森づくり事業」(以下「本事業」という。)を協働で進めることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

## (協定森林)

第2条 この協定で対象とする森林 (以下「協定森林」という。) は、別表及び別図で示すとおりとし、この協定森林を『モア・トゥリーズの森』と称する。

## (協定の有効期間)

第3条 この協定の有効期間 (以下「協定期間」という。) は、平成20年8月18日から平成23年8月17日までの3年間とする。

## (甲の責務)

第4条 甲は、協定森林に係る協賛金を丙に対して提供する。  
2 前項の協賛金の額は総額1,050万円とし、その支払い時期・方法については甲と丙が別途協議のうえ定めるものとする。  
3 甲は、甲の社員、顧客及び関係者等 (以下「甲の社員等」という。) と、中土佐町の住民等 (以下「地域住民等」という。) との交流を進めるよう努力するものとする。

## (乙の責務)

第5条 乙は、本事業の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施するものとする。  
(1) 乙は、甲の社員等が研修や地域住民等との交流のため協定森林を訪れるときには、丙、丁と協力してその活動を支援する。  
(2) 乙は、毎年度甲に対して、協定森林のうち整備された森林が吸収するCO<sub>2</sub>の量を証明した証書 (以下「CO<sub>2</sub>吸収証書」という。) を発行する。

- (3) 乙は、甲が必要とする場合は、乙のホームページにおいて、協定調印式や協定の内容等を一定の期間掲載する等情報発信を行う。
- (4) 乙は、甲から提供のあった協賛金の使途について、毎年度終了後速やかに甲に報告する。ただし、最終年度については本文中、「毎年度」を「協定期間」と読み替えるものとする。

#### (丙の責務)

第6条 丙は、甲から支払われた協賛金については、甲の意向を尊重し、次に掲げる協定森林に関する経費に充てるものとし、適切かつ適正に使用する。

- (1) 間伐等森林の整備に係る経費（協定森林において実施した間伐により発生した材木（以下「間伐材」という。）を搬出する経費を含む）
- (2) 作業道（路）の整備及び補修並びに作業機械の整備に係る経費
- (3) 間伐が行われた協定森林への植樹に係る経費
- (4) 協定森林を活用した環境教育（研修）及び甲の社員等と地域住民等との交流に伴い、丙に発生する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この協定の目的を達するための経費
- 2 丙は、協定森林内で間伐された木材については、林外に搬出するものとする。
- 3 丙は、協定締結後速やかに事業計画書を作成して甲に提出する。なお、丙は同事業計画書の作成に際して、乙及び丁の意見を聞くものとする。
- 4 丙は、甲から支払われた協賛金の使途について、毎年度終了後、速やかに丁に報告する。ただし、最終年度については、本文中「毎年度」を「協定期間」と読み替えるものとする。
- 5 丙は、甲の社員等が研修や地域住民との交流のため協定森林を訪れるときには、その活動を支援する。

#### (丁の責務)

第7条 丁は、本事業の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 丁は、甲がこの協定に基づき活動を行うに当たっては、丙との連絡調整を行う等地域の窓口となる。
- (2) 丁は、甲の社員等が研修や地域住民との交流のため協定森林を訪れるときには、乙、丙と協力してその活動を支援する。
- (3) 丁は、甲が必要とする場合は、丁の広報誌等により情報発信を行う。
- (4) 丁は、甲から提供のあった協賛金の使途について、毎年度終了後速やかに乙に報告する。ただし、最終年度については本文中、「毎年度」を「協定期間」と読み替えるものとする。

### (権利の帰属)

第8条 協定森林内の木材（間伐材を含む）は、森林所有者に帰属する。

### (甲への配慮)

第9条 甲は、次に掲げる協定森林を活用した活動等を自由に行うことができるものとする。

ただし、第4号から第7号までに掲げる活動等については、森林整備に支障のない範囲に限るものとする。

- (1) 甲が発行するCSR（環境）報告書等により協定の締結式や内容等に関して情報発信すること。
  - (2) 乙が製作する森づくりに関するシンボルマーク等を使用すること。
  - (3) 協定森林を活用した自社のPR（広報）活動を行うこと。
  - (4) 協定森林において、イベント活動を実施すること。
  - (5) 協定森林の間伐材等を材料として、商品づくり等を行うこと。
  - (6) 協定森林において、甲の社員等又は子どもたちの体験型の環境教育を行うこと。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、協定森林を活用した活動を行うこと。
- 2 甲は、乙が発行するCO<sub>2</sub>吸収証書に記載された数値の範囲内でCO<sub>2</sub>吸収量を利用できるものとする。

ただし、CO<sub>2</sub>吸収証書は売買及び譲渡できないことに留意するとともに、乙に対して毎年度その内容を報告するものとする。

### (協定の解除)

第10条 甲、乙、丙又は丁が、この協定の目的を達成することが不可能と判断した場合は、当事者間で協議し、この協定の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定により協定の全部又は一部を解除した時点で、丙が第4条に基づき受領した協賛金に残額が生じている場合は、丙は甲に残額分を返還するものとする。

### (守秘義務)

第11条 甲、乙、丙及び丁は、この協定の履行に関して知り得た他の当事者の秘密情報をこの協定の目的以外に使用してはならず、当事者の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩しない。

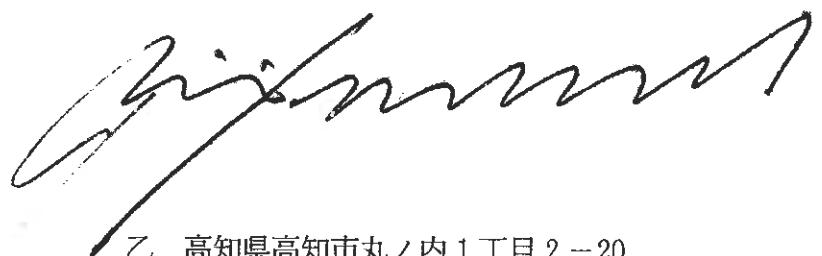
### (疑義等の解決)

第12条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して解決する。

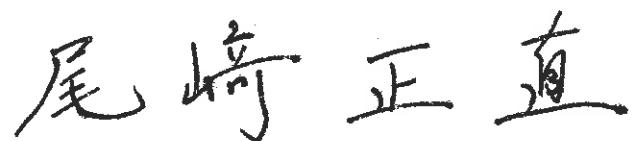
この協定の締結を証するため、この協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成20年8月18日

甲 東京都港区青山6丁目5-45  
有限責任中間法人 more trees  
理事（代表）



乙 高知県高知市丸ノ内1丁目2-20  
高知県知事



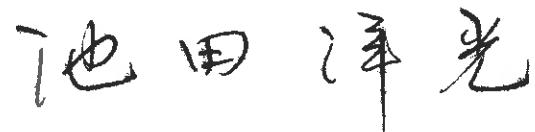
尾崎正直

丙 高知県須崎市安和925  
須崎地区森林組合 代表理事組合長



下元泰治

丁 高知県高岡郡中土佐町久礼6602-2  
中土佐町長



池田洋光

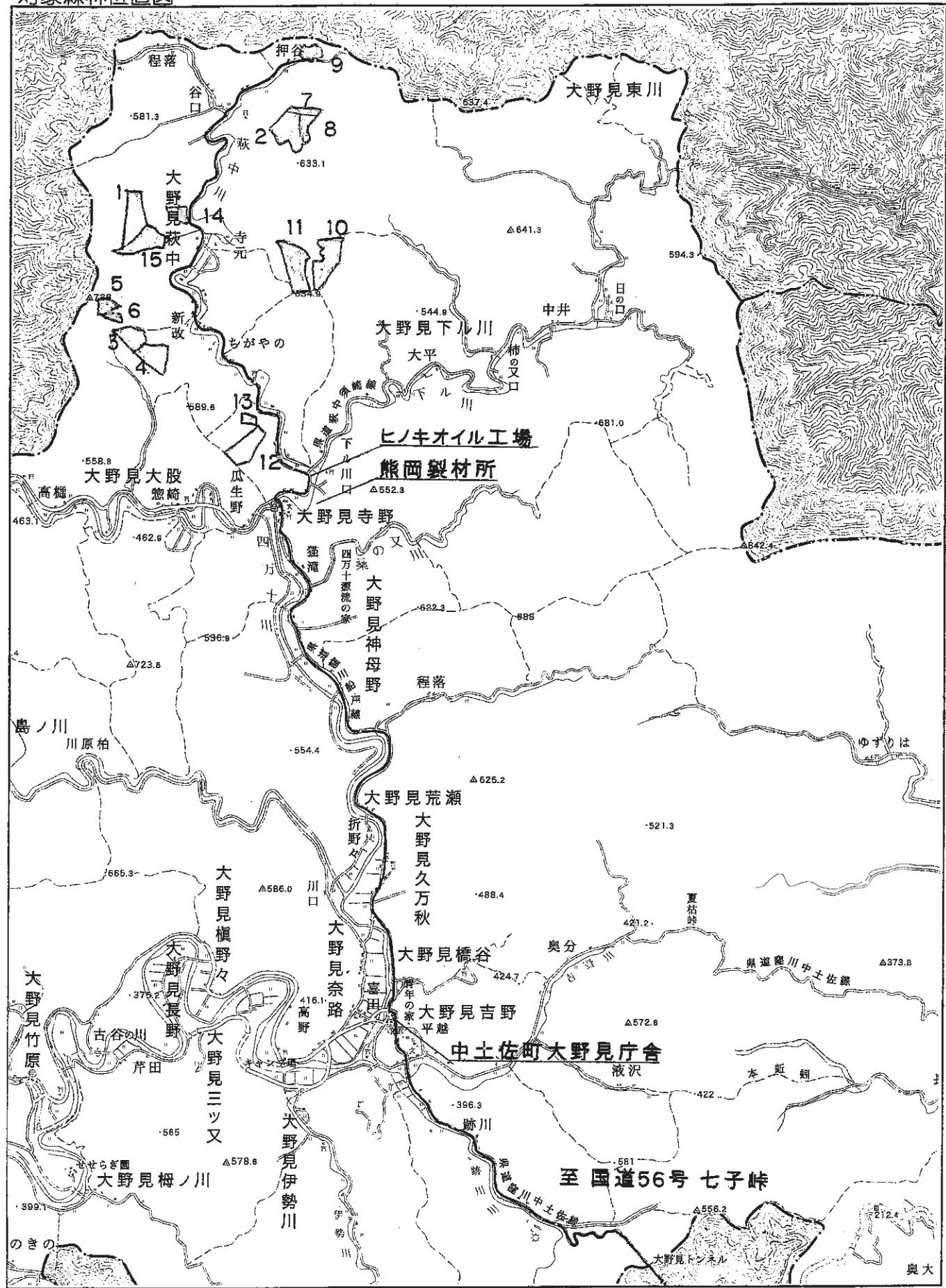
《別表》

(第2条関係)

◆協定森林の所在地等

土地の所在地	別図番号	管理者	面積(ha)	主な樹種割合(%)	備考
中土佐町 大野見萩中西屋敷		須崎地区 森林組合	70.23	ヒノキ 80 スギ 20	
259	12				
267	12				
268	12				
269	12				
270	12				
271	12				
272	12				
275	13				
大野見萩中新改					
597	4				
598	4				
599	4				
600	3				
838	6				
大野見萩中寺元					
844	5				
1058	10				
1060	11				
1372	15				
1379	14				
1385	1				
1386	1				
1387	1				
1388	1				
1391	1				
1392	1				
大野見萩中押谷					
1579	14				
1778	2				
1779	2				
1781	7				
1786	8				
1788	2				
1878	9				
1924	9				

対象森林位置図



平成22年6月21日

中土佐町長 池田洋光様

一般社団法人 more trees

事務局長 水谷伸吉



高知県の実施している環境先進企業との協働の森づくり事業パートナーズ協定「モア・トゥリーズの森」における中土佐町内の協定森林について、今後は高知県CO<sub>2</sub>吸収認証制度によるCO<sub>2</sub>吸収証書の発行を申請しないこととします。

なお、現在までに認証を受けている森林所在地及び吸収量については下記のとおりです。

記

1. 所在地

施業計画No.	所 在 地			施業年度	認証期間
1	中土佐町大野見萩中	新改	597他1		
2	中土佐町大野見萩中	新改	599		
3	中土佐町大野見萩中	新改	600		
4	中土佐町大野見萩中	新改	600		
5	中土佐町大野見萩中	新改	600		
17	中土佐町大野見萩中	寺元	844		
25	中土佐町大野見萩中	寺元	1372		
29	中土佐町大野見萩中	寺元	1372		
30	中土佐町大野見萩中	寺元	1372		
31	中土佐町大野見萩中	寺元	1372		
32	中土佐町大野見萩中	寺元	1372		
33	中土佐町大野見萩中	寺元	1372		
34	中土佐町大野見萩中	寺元	1372		
35	中土佐町大野見萩中	寺元	1372		
36	中土佐町大野見萩中	寺元	1372		
38	中土佐町大野見萩中	寺元	1372		
39	中土佐町大野見萩中	寺元	1379他2		
40	中土佐町大野見萩中	寺元	1379他2		
56	中土佐町大野見萩中	寺元	1392		
57	中土佐町大野見萩中	寺元	1388他1		
58	中土佐町大野見萩中	寺元	1387他1		
59	中土佐町大野見萩中	寺元	1388他2		
60	中土佐町大野見萩中	寺元	1386他1		
72	中土佐町大野見萩中	押谷	1878他1		
74	中土佐町大野見萩中	押谷	1781		
75	中土佐町大野見萩中	押谷	1781		
76	中土佐町大野見萩中	押谷	1781		
77	中土佐町大野見萩中	押谷	1781		

平成20年度

施業後平成22年  
3月31日まで

2. 吸収量 211t-CO<sub>2</sub>